

# 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

第35回社会保障審議会  
児童部会

資料3-3

平成23年7月1日

## 【研究会報告書のとりまとめ】

- 法務省が主となって進めてきた「児童虐待防止のための親権制度研究会」(学者、弁護士、実務家、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成)において、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論・検討が行われ、平成22年1月22日に報告書がとりまとめられた。

## 【審議会における検討】

- 法務省は、報告書を受けて平成22年3月25日から法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」で検討を行い、平成22年12月に要綱案がまとめられ、平成23年2月に法制審議会より要綱が答申された。
- 厚生労働省では、法務省の動きと併せて、児童福祉法等の改正が必要な事項について検討を行うため、平成22年3月31日から社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」で検討が行なわれ、平成23年1月に報告書がとりまとめられた。

## 【法律案の提出】

- 法務省、厚生労働省では審議会の答申、報告書を受けて、民法や児童福祉法の改正等を立案し、平成23年3月4日に、「民法等の一部を改正する法律案」として国会に提出した。

## 【法案の審議経過】

- 平成23年4月26日 衆議院・法務委員会 可決(全会一致)
- 平成23年4月28日 衆議院・本会議 可決(全会一致)
- 平成23年5月26日 参議院・法務委員会 可決(全会一致)
- 平成23年5月27日 参議院・本会議 可決(全会一致)

## 【施行日】

一部を除き、公布の日(平成23年6月3日)から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日。

# 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 (平成19年法律第73号)(抜粋)

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

～

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

# 民法等の一部を改正する法律の概要

法務省, 厚生労働省

## 要旨

児童虐待の防止等を図り, 児童の権利利益を擁護する観点から, 親権の停止制度を新設し, 法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに, 関連する規定について所要の整備を行う。

## 要点

### 親権の喪失の制度等の見直し

- 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設 (民法)
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し (民法, 児童福祉法)
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化 (児童福祉法)

### 未成年後見制度等の見直し

- 法人又は複数の未成年後見人の許容 (民法)
- 里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定 (児童福祉法)

### その他

- 子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化 (民法)
- 懲戒に関する規定の見直し (民法)
- 離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示 (民法)
- その他, 所要の規定の整備 (民法, 児童福祉法, 家事審判法, 戸籍法等)

## スケジュール

平成23年1月 社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会において報告書取りまとめ (児童福祉法関係)  
2月 法制審議会において法案要綱を法務大臣へ答申 (民法関係)

## 施行時期

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日 (平成23年6月3日公布)

# 児童虐待の防止等を図るための親権に係る制度の見直しの要点

法務省 民事局

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

## 親権の喪失の制度等の見直し

### ○ 親権停止制度の新設

(現行)  
親権喪失、管理権喪失の各制度はあるが、あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

(改正後)  
親権喪失、管理権喪失に加え、親権停止の制度を新設する。

### ○ 親権の喪失等の請求権者の見直し

(現行)  
・親権の喪失等について家庭裁判所への請求権を有するのは、子の親族及び検察官。

(改正後)  
・子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について家庭裁判所への請求権を有する。

・児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

・児童相談所長は、親権喪失のほか、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについても、家庭裁判所への請求権を有する。

### ○ 施設長等の権限と親権との関係

(現行)  
施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)  
施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。

## 未成年後見制度等の見直し

### ○ 法人又は複数の未成年後見人の許容

(現行)  
・未成年後見人は、個人で、かつ、一人でなければならない。

(改正後)  
・未成年後見人は、法人又は複数でもよい。

### ○ 児童相談所長による親権代行

(現行)  
施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)  
里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

<p>改</p> <p>正</p> <p>案</p>	<p>第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三條第五項、第三十三條の十              五第三項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定によりその権              限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関す              る審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法              （昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七              条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」と              いう。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつて              は、この限りでない。</p> <p>② ～ ⑥ （略）</p> <p>⑦ 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定              する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七条第六              項、第三十三條第五項、第三十三條の十二第二項及び第三項、第三十三              條の十三、第三十三條の十五、第四十六條第四項並びに第五十九條第五              項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るた              め、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行              し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。</p>
<p>現</p> <p>行</p>	<p>第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三條の十五第三項、第四十六              條第四項及び第五十九條第五項の規定によりその権限に属させられた事              項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合              議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律              第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する              地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福              祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない              。</p> <p>② ～ ⑥ （同上）</p> <p>⑦ 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定              する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七条第六              項、第三十三條の十二第二項及び第三項、第三十三條の十三、第三十三              條の十五、第四十六條第四項並びに第五十九條第五項及び第六項におい              て同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、              がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売              する者等に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、第三十三條              第二十七条の三 都道府県知事は、たまたま児童の行動の自由を制限し、</p>

第三十三條の二及び第四十七條の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

第三十條の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親（第二十七條第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三條の八第二項、第三十三條の十、第三十三條の十四第二項、第四十四條の三、第四十五條の二、第四十六條第一項、第四十七條及び第四十八條において同じ。）及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十三條（略）

②～④（略）

⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を経過することに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該児童に係る第二十八條第一項の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三條の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされてい

る場合は、この限りでない。

第三十三條の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者

及び第四十七條の規定により認められる場合を除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

第三十條の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親（第二十七條第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三條の十、第三十三條の十四第二項、第四十四條の三、第四十五條の二、第四十六條第一項、第四十七條第二項及び第四十八條において同じ。）及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十三條（同上）

②～④（同上）

（新設）

（新設）

又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬい。

② 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

④ 第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

第三十三条の二の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉を損なうおそれがあるものを保管することができる。

② 児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗し、若しくは滅失するおそれがあるもの又は保管に著しく不便なものは、これを売却してその代価を保管することができる。

③ (略)

④ 児童相談所長は、前項に規定する返還請求権を有する者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、返還請求

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉をそこなう虞があるものを保管することができる。

② 児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗し、若しくは滅失する虞があるもの又は保管に著しく不便なものは、これを売却してその代価を保管することができる。

③ (同上)

④ 児童相談所長は、前項に規定する返還請求権を有する者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、返還請求

求権を有する者は、六月以内に申し出るべき旨を公告しなければなら

⑤～⑦ (略)

第三十三條の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童

第三十三條の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第

三十三條の九において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫  
用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十  
九号）第八百三十四條の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定

失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消

しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを  
行うことができる。

第三十二條の八 児童相談所長は、親権を行う者のない児童等について、

その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選  
任を請求しなければならない。

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る  
児童等（小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中若し

児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者  
又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第

七百九十七條の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定め  
るところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければ  
ならない。

第三十四條の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、

第三十四條の十九 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する

ない。

⑤～⑦ (同上)

求権を有する者は、六箇月以内に申し出るべき旨を公告しなければなら



第一号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親となることのできな

きない。

- 一 (略)
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつたまでの者
- 三・四 (略)

② 都道府県知事は、養育里親又はその同居人が前項各号(同居人にあつては、同項第一号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、当該

養育里親を直ちに養育里親名簿から抹消しなければならない。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に

規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育

者は、養育里親となることができな

一 (同上)

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつたまでの者
- 三・四 (同上)

② 都道府県知事は、養育里親について前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに養育里親名簿から抹消しなければならない。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

(新設)

② 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に

規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及

<p>及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。</p> <p>④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。</p> <p>⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければ</p> <p>ならない。</p>	<p>る。</p> <p>④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。</p> <p>⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければ</p> <p>ならない。</p>
<p>び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。</p>	<p>る。</p> <p>④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。</p> <p>⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければ</p> <p>ならない。</p>

(新設)

(新設)